

第26回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和5年7月31日 13:30~14:30		
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場		
3. 出席委員	1番 野村 照明委員 6番 二谷 幸裕委員 12番 山崎 隆史委員 16番 稲場 洋二委員 19番 福西 範委員	4番 清水 幸治委員 7番 大畑 礼子委員 13番 成田 俊英委員 17番 松下 裕幸委員 20番 野澤 黙委員	5番 廣瀬女公美委員 10番 菅原 雄一委員 14番 中川 浩幸委員 18番 佐藤 泰正委員 21番 志賀 忠浩委員 (以上 15名)
4. 欠席委員	3番 金子 靖委員 11番 佐藤 裕司委員	8番 淺野 徳昭委員 15番 瀬戸 賢成委員	9番 細川 裕委員
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗 (以上 6名)</p>		
6. 議事日程	会議録署名委員の指名 報告第43号 現況証明願について（市街化区域） 議案第115号 現況証明願について 議案第116号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第117号 河川法第33条許可申請に係る進達について 議案第118号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について	16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員	令和5年 7月 31日（1日）

議長 野村会長	それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第26回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は15名です。 議事録署名人に16番、稻場洋二委員、17番、松下裕幸委員を指名しますので、 よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日7月31日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。
事務局 塩田事務局長	会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。
	報告第43号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書の3ページにございます、報告第43号「現況証明願」についてご報告致します。 土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。 今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が5件ございました。 議案書4ページの表の1番は、資料が6ページから11ページにございます。 公簿地目が畠である[REDACTED]、他9筆、面積合計[REDACTED]m ² の土地について、所有者である[REDACTED]より現況証明願があり、5月25日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地及び原野でしたので、7月6日、会長専決により証明書の発行を行いました。 次に、表の2番は、資料が12ページから14ページにございます。 公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m ² の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、7月6日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、7月10日、会長専決により証明書の発行を行いました。 次に、表の3番は、資料が12ページ、15ページ、16ページにございます。 公簿地目が牧場である、[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m ² の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願があり、7月7日、

事務局職員 2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、7月10日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページの表の4番は、資料が17ページから21ページにございます。

農林水産省が所管する公簿地目が畠である、[REDACTED]、他1筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令に基づき嘱託職員に指定された北海道知事の[REDACTED]氏より現況証明願があり、7月10日、事務局職員 2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の5番は、資料が17ページ、22ページ、23ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、7月21日、事務局職員 2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、5件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第43号「現況証明願」について質問等を求める

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議に入ります。

議案第115号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の24ページにございます、議案第115号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で1件の申請がございました。

議案書25ページの表の1番は、資料が26ページと27ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

7月13日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が28ページから30ページにございます。

公簿地目が畠及び宅地である、[REDACTED]、他3筆、面積合計 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

7月11日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。.

議長	
野村会長	ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。
委員 廣瀬委員	<p>議案第115号「現況証明願」の1番について報告致します。</p> <p>現況証明願の1番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畠、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積は[REDACTED]m²の土地についてであります、令和5年7月13日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議長	
野村会長	廣瀬 女公美 委員、ありがとうございました。
委員 二谷委員	<p>次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の二谷幸裕委員より報告をお願いします。</p> <p>議案第115号「現況証明願」の2番について、報告致します。</p> <p>2番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畠、及び、宅地、農振農用地区域にある、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m²の土地についてであります、令和5年7月11日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、いずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認致しました。</p> <p>なお、本件は、農用地区域にある土地についてでありますが、現地は農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議長	
野村会長	二谷幸裕委員、ありがとうございました。
委員 委員一同	<p>それでは、議案第115号「現況証明願」について審議致します。</p> <p>質問、意見を求めます。</p> <p>なし</p>
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第115号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第115号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。
	それでは次に、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
	事務局より説明して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の31ページにございます、議案第116号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書32ページの表の1番は、資料が33ページから37ページにございます。

████████氏が所有する、████████、他26筆、面積合計████████m²の農用地について、████████に年間████████円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が38ページと39ページにございます。

████████氏が所有する、████████、他1筆、面積合計████████m²の農用地について、████████氏に年間████████円で賃貸借を行うものです。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました議案第116号「農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第116号「農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第116号「農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第117号「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書40ページにございます、議案第117号「河川法第33条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

本案件は、河川法第33条の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となります。昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

	<p>今回は、釧路地区で1件の許可申請がありました。</p> <p>議案書41ページの表の1番は、資料が42ページから48ページにございます。</p> <p>北海道が管理する仁々志別川の河川敷地、[REDACTED]、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]、面積 [REDACTED] m²について、占用者である [REDACTED] 氏が採草地として占用許可を受けている河川敷地を [REDACTED] 氏に、地位承継するものでございます。</p> <p>以上1件について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長 野村会長	それでは議案第117号「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。
	議案第117号「河川法第33条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第117号「河川法第33条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。
	それでは、次に、議案第118号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
事務局 塩田事務局長	事務局より説明して下さい。
	議案書の49ページにございます、議案第118号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。
	農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。
	今回1件の報告がございました。
	議案書50ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[REDACTED]で、令和5年3月決算の報告となります。
	本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。
	以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第118号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
	なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第118号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、
原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(全員挙手)
全会一致で賛成と認め、議案第118号「農地法第6条の規定による農地所有適格
法人の報告」については、原案のとおり決定致します。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございま
せんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 7月 31日

議長 野村照明

署名委員 猪場洋二

署名委員 松下裕幸

